サービス提供責任者の責務

日本ホームヘルパー協会東京都支部
会長
黒澤加代子

本日の内容

①サービス提供責任者の役割と業務内容

②サービス提供責任者の専門性

③介護保険制度における訪問介護の役割

①サービス提供責任者の役割と業務内容

サービス提供責任者とは？

ご利用者・ご家族・ケアマネさんに聞かれたなんと説明されますか？

管理者及びサービス提供責任者の責務

第二十八条　指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2　指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3　サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

四　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

サービス提供責任者の業務8項目（日本ホームヘルパー協会）

①指定訪問介護の利用の申込に係る調整をすること。

②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

③サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

④訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑤訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑥訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理をすること。

⑦訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑧その他サービス内容の管理について必要な業務をすること。

サービス提供責任者とは？

㊀介護保険・障害者総合支援法においてホームヘルパーをご利用者宅に派遣するため、ご利用者の身体状況及び生活全体を把握しサービス（ケア）を提供するための段取りを組み実践をします。

㊁訪問介護のリーダーであり、ホームヘルパーの業務内容の管理または相談役も行います。自らも現場に出てサービス（ケア）も提供します。

㊂ケアマネージャーの組み立てたご利用者自身の在宅生活の計画に沿って訪問介護計画を作成し、訪問介護をマネジメント（やりくり）します。

ご自宅で過ごされるご利用者の生活をマネジメントしてコーディネート!!

訪問介護のお仕事とは？

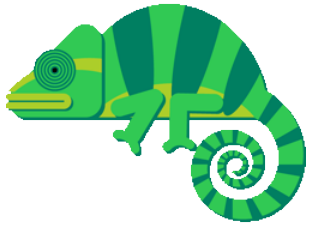

あるときには、　奥様・旦那様のようにご利用者のこと知っていて
あるときには、　お母さん・お父さんのように叱ってみたり
あるときには、　娘・息子のように心配をしてみたり
あるときには、　孫のようにご利用者に教わったり
あるときには、　近所のおばさん・おじさんのように地域を駆け回ったり
あるときには、　ご利用者ご本人の代わりになってみたり

ご利用者にサービス（ケア）を提供するにあたり変幻自在の役割をこなし
ご利用者の生活を整えるお仕事です

必要となる人員・設備等

○訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり

訪問介護員等	常勤換算方法で2．5以上
サービス提供責任者 （※）	介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修課程修了者 ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 （原則として常勤専従の者であるが一部常勤職員でも可。） ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 ・常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ・サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ・サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 ※介護職員初任者研修修了者（旧2級課程修了者相当）のサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数を30％減算。
※サービス提供責任者の業務 ①訪問介護計画の作成②利用申込みの調整③利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握④居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）⑤訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達⑥訪問介護員の業務の実施状況の把握⑦訪問介護員の業務管理⑧訪問介護員に対する研修、技術指導等	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

○訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり

・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画（利用申込の受付、相談等に対応できるもの）を有していること
・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

サ責＝介護福祉士

介護職チームにおける介護福祉士の役割

○　介護福祉士は、資格取得の過程で獲得した知識（根拠）に基づく判断力や技術を基礎とし、実務経験や継続的な学習を通じて専門性を高める責務を負う専門職人材

○　介護福祉の実践を真に担保するためには、この「介護福祉士」を施設・事業所の介護職チームの中核に据えて構成することが必要

○　介護人材不足へ対応しつつ、地域共生社会の構築を進めるためには、介護職のすべてを介護福祉士が担うのではなく、介護福祉士が「介護福祉士以外の介護職」の指導的役割を担うことが必要

○　介護職チームの中で「介護福祉士」が、リーダーシップを発揮し、介護職チームの指導や多職種との連携など統括的なマネジメントを担うことが必要

（第７回福祉人材確保専門委員会へ提出した意見書を参考に石本前会長作成）

平成29年度改正

養成の目標

これまで求められた介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

社会の変容や
制度改正等

今後、求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支える「個別ケア」の実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 本人のエンパワメントを意識した自立支援を重視し、複雑化・多様化・高度化した介護ニーズ、制度改正後の政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 介護予防の観点から利用者の状態を維持できる支援を行うとともに、予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 家族の介護負担の軽減に資する助言など、利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
9. 関連領域の基本的な理解
10. 高い倫理性の保持

〇介護人材の中核的役割　　〇介護職チームのリーダー

②サービス提供責任者の専門性

〇計画作成における介護課程の展開

→老計第10号の明確化（平成３０年度改正）

日本ホームヘルパー協会から厚生労働省へ表明

⇒生活援助中心型の回数を超えた場合に市町村への届け出制度の意味を考えましょう。

身体介護1-6（自立支援・重度化防止）は適用しませんか？

〇アセスメント力（課題分析）

情報収集―精査―見立て　⇒　サ責の見立力！！

ご利用者の情報を分析し関係機関につなげる役目

サービス提供責任者に求められていること
法令通知の文章を理解し実践すること＝「根拠」

介護保険法
・第１条　（目的）
＝目的をもとに私たち介護事業者はサービスを提供。

・第２条　（介護保険）
・第４条　（国民の努力義務）

令和６年度介護保険改正・介護報酬改定の通知を理解するための情報収集

法令遵守（コンプライアンス）が必須

遵守　・・・　法律や道徳・決まりなどに従い、それを守ること。

ローカルルール

介護保険法　第1条（目的）

第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険法　第２条（介護保険）

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

２　前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

３　第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

４　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

介護保険法　第4条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

２　国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

日本の社会保障制度の仕組みの理解

サービス提供責任者のコーディネート力（物事を調整しまとめること）

- ヘルパーのコーディネート

ヘルパーひとり一人の能力や実践力を把握し利用者宅に派遣する（指示・指導・育成）

- 利用者の生活のコーディネート

生活支援を行う訪問介護として何曜日何時に何分間
どのような内容でヘルパーを派遣するか調整

- 多職種との連携（コーディネート）

チームワーク・チームアプローチをサ責としてどう活かすか

③介護保険制度における訪問介護の役割

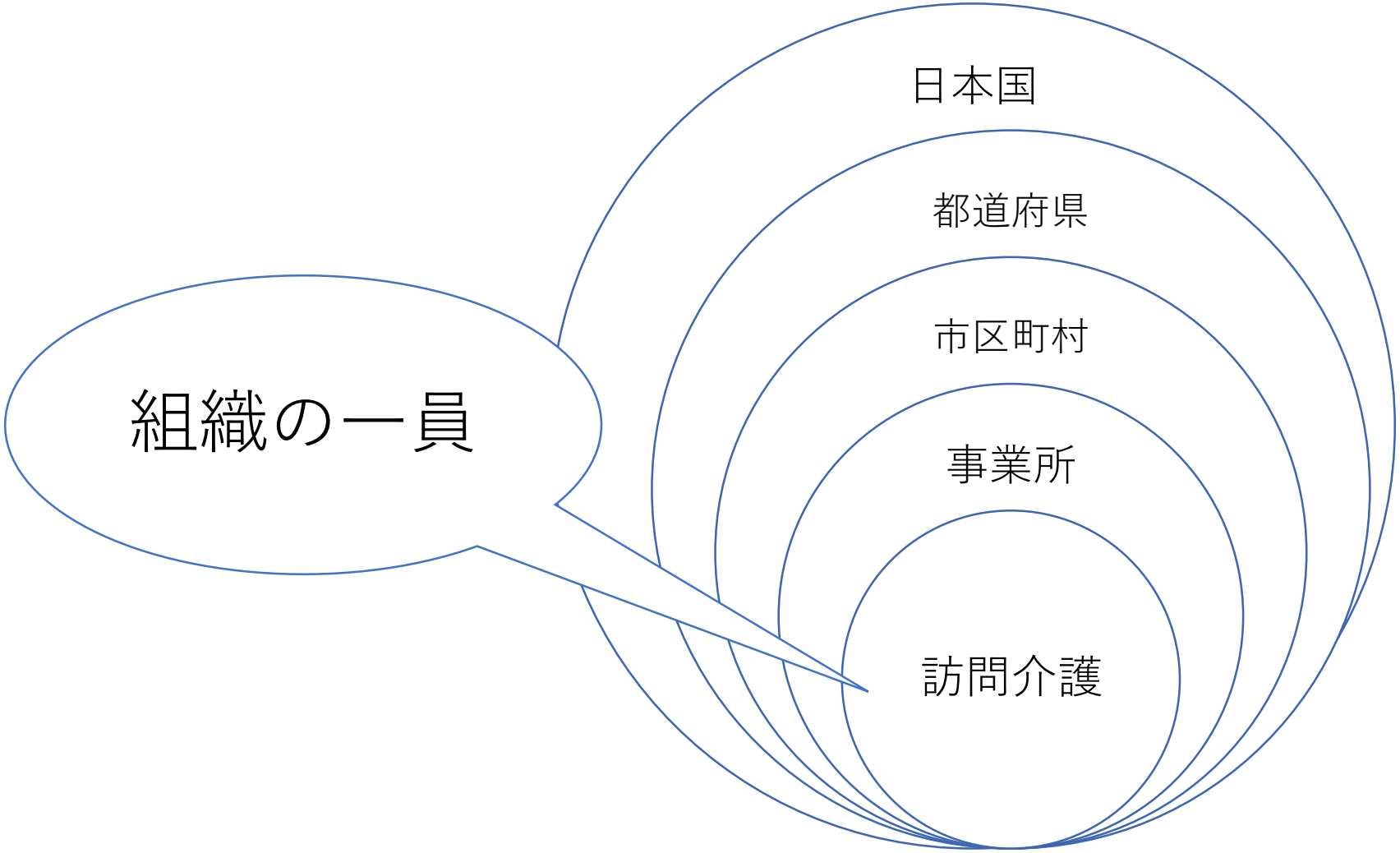

労企25号
（居宅基準第５条）

⒅　介護等の総合的な提供

居宅基準第29条の２は、居宅基準第４条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たっては、多種多様な訪問介護サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならず（通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。）、また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。

また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。

老計第10号

老計第１０号
平成１２年３月１７日
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局
老人福祉計画課長

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について
　訪問介護の介護報酬については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成１２年３月１日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、その具体的な取扱いをお示ししているところであるが、今般、別紙の通り、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れを例示したので、訪問介護計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際の参考として活用されたい。

　なお、「サービス準備・記録」は、あくまでも身体介護又は家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、サービスに要する費用の額の算定にあたっては、この行為だけをもってして「身体介護」又は「家事援助」の一つの単独行為として取り扱わないよう留意されたい。
　また、今回示した個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることを念のため申し添える。

老計第10号
身体介護1-6
見守り的援助の明確化
↓
専門性（訪問介護は有資格者のみ）

（別紙）

1　身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、②利用者のＡＤＬ・ＩＡＤＬ・ＱＯＬや意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス、③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。（仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要※となる行為であるということができる。）

１－６　自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助（自立支援、ＡＤＬ・ＩＡＤＬ・ＱＯＬ向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

○ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
○認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。
○認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。
○入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
○移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）
○本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
○ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助
○認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。
○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修

訪問介護の専門性とは？

- どんな住居環境か？きれい？こだわりは？
- どんな布団で寝ているのか？
- どんなコップでお水を飲んでいるのか？
- どこのスーパーで買い物をしているのか？
- どんなテーブルで何を食べているのか？
- 洗濯はどうしているの？
- 家族の前ではどんな様子か？　　つまりは家での普段の様子など

⇒ご利用者の自宅での生活状況を解明することができるのが訪問介護！！
⇒在宅ケアチームは点でのサービスのため連携が必須！！

情報共有としての記録⇒DX化が求められる時代

- まずは統一した記述　（例）飲水状況　残り？摂取量？
- 次のヘルパーへの伝達事項（どこをポイントとするか）
- サービス提供責任者としての記録（支援経過）
- ご家族への伝言（ご利用者は目にするか？）

居宅サービス計画の意図及び
訪問介護計画の目標やヘルパーの役割を把握
日々のケア記録の情報をどのように共有していますか？

利用者やヘルパー、ケアマネなど関連他職種との連携
訪問介護はホウ・レン・ソウがすべて

報告

- （過去）の出来事を事実に沿って報告する

連絡

- （現在）起こっていることを連絡し、情報を共有する

相談

- （未来）に向けて起こるであろう変化や問題について相談する

DXも特定事業所加算の要件のひとつ

訪問介護はスーパーマンだ！

可視化することは専門職としての証拠
記憶は曖昧です
記録は証拠

居宅サービス計画の意図及び
訪問介護計画の目標やヘルパーに伝え
ヘルパーの役割を把握して情報を共有

誰でもできるを払拭！ただ掃除しているわけではない！
自分たちの仕事を記録にも残していきましょう！

エビデンス（根拠）に基づく介護

〇そのご利用者に対してどうしてその方法を取って介護しているのか？

〇なぜ、そのご利用者は訪問介護を利用しているのか？

〇疾病は？住環境は？人間関係は？生活歴は？アセスメントしていますか？

→ケアマネに言われたから援助しているは理由になりません。

≪思考の言語化≫

訪問介護の役割

- サービス提供責任者作成の訪問介護計画に沿って利用者宅を訪問しケアを提供。
- 日常生活の手助けだけではなく、精神的なケアも担っています。

ヘルパーの大切な仕事は、日常生活をつぶさに見ることで、その人の状態の変化や環境からその人の状態を推測すること。

サービス提供責任者は、例えば掃除をしながらどこを見るのかをヘルパーや他の専門職に情報を伝えるという大切な役割があります。

あなたの一言がご利用者の生活を改善させる可能性があります。

まとめ

- 多職種連携のポイントは
  相手を知ること・相手に知ってもらうこと
  サ責のことをいまだにサービス担当責任者と言う人多数。
- サ責の役割を自覚しましょう（スーパーマン）
  サ責はヘルパーではありません。
  サ責はヘルパーの司令塔です。
  ちゃんとマネジメント・ソーシャルワークも担っています。
- 情報共有がすべての訪問介護の鉄則
- 自分たちの仕事内容を多職種に話しましょう！！
  なによりも「自己研鑽」の日々。外部を知って内部を知る
  OFF-JTとOJTの活用して専門性を高めていきましょう。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（老企第２５号）

⑯管理者及びサービス提供責任者の責務

抜粋

なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、訪問介護事業所の状況や業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。

情報共有の場でもある職能団体

日本ホームヘルパー協会の研修に参加し自己研鑽していきましょう！